破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１７３号
広島市南区宇品神田５丁目26番21号
破産者　奥迫ときみ
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月17日午後４時30分
平成25年10月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
埼玉県熊谷市小江川2202番地１
破産者　野内　久男
1　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
2　一般調査期日　平成25年11月19日午前11時
平成25年10月２日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５５７号
兵庫県三木市加佐273―１―１―503
破産者　有限会社美貴
1　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
2　一般調査期日　平成25年12月19日午前10時
平成25年10月１日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４号
静岡市駿河区聖一色44番地の５、前住所静岡市駿河区馬渕１丁目13番27号
破産者　伴野　弘子
1　破産債権の届出期間　平成25年11月12日まで
2　一般調査期日　平成25年12月10日午前10時
平成25年10月２日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５１号
北海道小樽市花園１丁目４番８号
破産者　株式会社館
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成25年12月20日午後１時30分
平成25年10月１日
札幌地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３３号
山口県下松市南花岡１丁目22番21号　エスパースリーブル202号室、開始決定時の住所山口県下松市大字東豊井1383番地
破産者　山崎　一義
異議申述期間　平成25年11月５日まで
平成25年10月２日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８４号
宮崎県延岡市旭ケ丘６丁目１番地12　コーポ旭ケ丘103、開始決定時の住所宮崎県延岡市祝子町2987番地９
破産者　荒木　　勝
異議申述期間　平成25年12月２日まで
平成25年10月２日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３４５号
愛知県安城市今池町３丁目５番20号　アペックスＡ―201、前住所愛知県岡崎市安藤町字川畔183番地３
破産者　足立　欣永
免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
平成25年10月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０７４号
東京都千代田区霞が関３丁目６番５号霞ヶ関３丁目ビル１階
清算株式会社　株式会社北島アスコン
代表清算人　綱藤　　明
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１００３号
神戸市東灘区住吉南町４丁目６番34号
清算株式会社　宇治風呂住機株式会社
代表清算人　宇治かおる
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（ヒ）第７号
宮崎県えびの市大字岡松445番地２
清算株式会社　洲木商事株式会社
代表清算人　洲崎　達也
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０７９号
東京都新宿区西新宿３丁目７番１号
清算株式会社　株式会社テイアイエツクス
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１３号
大阪市住之江区浜口西１丁目13番３号
再生債務者　真生印刷株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー19階　玉越法律事務所　弁護士　玉越　久義
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
静岡県島田市福用980番地
再生債務者　福用産業株式会社
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年３月21日から平成26年４月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２１年（再）第２号
愛媛県伊予郡松前町大字北川原2057番地２
再生債務者　まさきフーズ株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年９月30日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２８号
千葉県山武市木原25番地26
再生債務者　阪口　　修
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月５日から平成25年11月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係